

短期入所の概要

対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

○福祉型

- ・障害支援区分1以上である障害者
- ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

○医療型

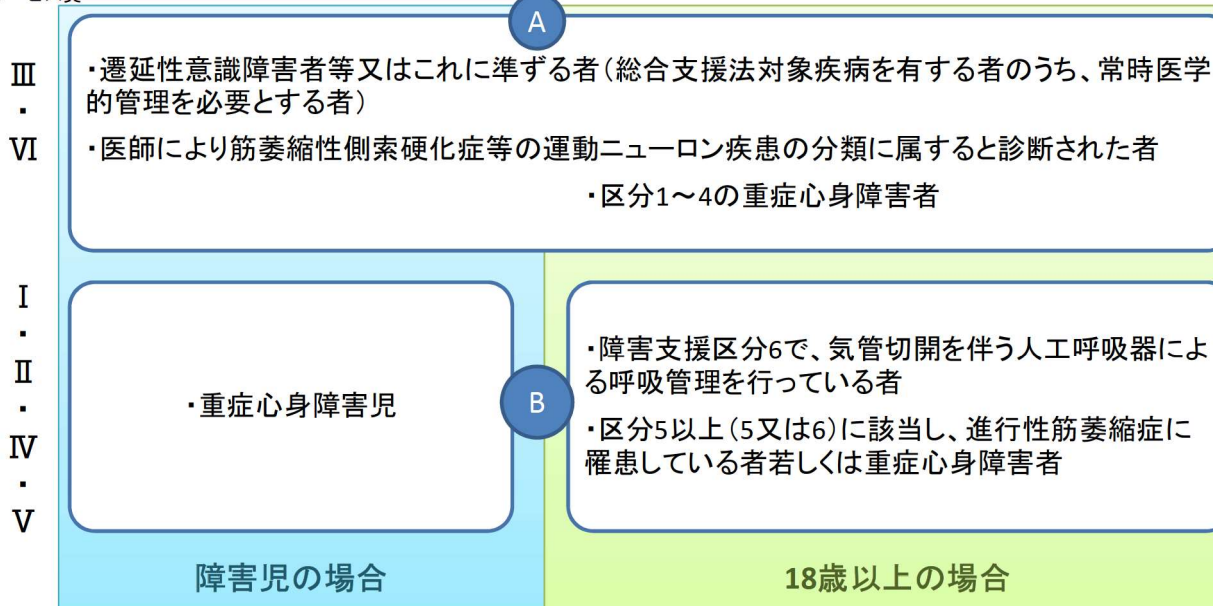
- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

サービス内容

- ・当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- ・本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

医療型短期入所の対象者の定義

サービス費



基本報酬の例（終日支援の場合）

区分・名称	単位数	要件等	対象者
医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	2,889	7:1看護の病院	B
医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	2,686	上記以外の病院、有床診療所、老健又は介護医療院	B
医療型短期入所サービス費（Ⅲ）	1,679	病院、有床診療所、老健又は介護医療院	A

処置料の算定（医療保険）について

医療型短期入所で入院医療管理料等の診療報酬を算定することは原則としてできない（在宅療養指導管理料が算定されているため）が、一部の処置料については、診療報酬の算定が認められている。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 経皮的動脈血酸素飽和度測定 | (10) 留置カテーテル設置 |
| (2) 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定 | (11) 導尿 |
| (3) 中心静脈注射 | (12) 介達牽引 |
| (4) 植え込み型カテーテルによる中心静脈注射 | (13) 矯正固定 |
| (5) 鼻マスク式補助換気法 | (14) 変形機械矯正術 |
| (6) 体外式陰圧人工呼吸器治療 | (15) 消炎鎮痛等処置 |
| (7) 人工呼吸 | (16) 腰部又は胸部固定帯固定 |
| (8) 膀胱洗浄 | (17) 低出力レーザー照射 |
| (9) 後部尿道洗浄 | (18) 鼻腔栄養 |